

各専門家グループ会合におけるご意見への対応の方向性（案）

資料5

資料2に記載した各グループ会合においていただいたご意見と、それに対する環境省の対応方針（案）を整理しました。
ご意見がありましたら、「委員ご意見記入欄」にご記載の上事務局宛ご送付いただきますようお願い申し上げます。

分類群	専門家グループ会合におけるご意見	対応の方向性（案）	委員ご意見記入欄
昆虫類	●ヒアリ類についてはこれまでに「ヒアリ」、「アカカミアリ」として指定されている。今後4つの種群名で指定され、個別の種名で表記されなくなった場合でも、混乱が生じないように留意が必要。	→ 一般向け資料においては、引き続き「ヒアリ」、「アカカミアリ」の表記を使用し、混乱を生じさせないよう工夫する。	
	●2018年1月に特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリの防除については、初動の対応は良かったが、有効な防除手法の開発が進んでおらず被害が拡大している。状況は深刻で、薬剤等の技術開発とリスク評価が喫緊の課題であり、農水省、国交省、文化庁と連携・協力して進めていくことが必要。	→ 環境省においては、主に交付金（生物多様性保全推進支援事業）で防除及び地域の防除計画策定を支援しているところ。引き続き、関係省庁とも連携・協力を進めていく。	
	●近年、国内で様々な外来昆虫類が新たに確認されている。西表島、石垣島で確認されているタイワンツヤボシハンミョウは、竹富町の自然環境保護条例で指定外来生物に指定されており、肉食性のため注意が必要。	→ 引き続き、特定外来生物に指定すべきと考えられる種がいれば、専門家からの情報提供をお願いしたい。	
無脊椎	●ミステリークレイフィッシュは、海外ではマーモクレプスやマーブルドクレイフィッシュなどの名称で流通しているため、指定時の名称にはこれらも併記する必要がある。	→ 政令では併記できないため、環境省ウェブサイト等で適切に併記する。	
	●ミステリークレイフィッシュはかなりの個体数が流通しているため、指定された際に遺棄等が生じないよう対策が重要。	→ 関係団体や関係メディア等に情報提供し、指定前後の普及啓発への協力を依頼する。 → チラシ等の作成、環境省ウェブサイトを通じて正確な情報の周知をはかる。（既に飼育している個体は指定後も許可を得て飼養し続けることができること、飼育容器の具体例等）	
	●飼養許可申請の際、ザリガニ類の個体識別措置は写真によることとなるが、現実的には写真での識別は困難であるため、今後個体識別手法の検討が必要。	→ 引き続き個体識別方法についての情報収集を行う。 → 主に流通している種については、一般に飼育下での寿命は長くても10年程度であり、それを超える期間での更新申請があった場合には留意する。	
	●ディケログンマルス・ヴィルロススのように、専門家が少なく一般に知られていない生物についてはモニタリング手法や体制づくりが課題。	→ 特に水生生物については、農林水産省や国土交通省との情報共有、連携が重要と認識し、引き続き問題意識を共有していく。	
	●外国産ザリガニ類の輸入に対する一番の懸念は病原体（ザリガニベスト）の媒介であり、将来的にはザリガニ類の輸入を全て規制することについても検討が必要。	→ 本年5月に開催した無脊椎動物グループ会合により、現時点でアメリカザリガニとニホンザリガニを除く全てのザリガニ類について特定外来生物に指定すべきとの結論を得たことから、今回の全体会合に諮る。	
	●本来国内には存在していないはずの未判定外来生物の指定種が国内流通していることから、その扱いについて検討が必要。	→ 制度自体の課題については、外来生物法施行状況評価検討会においても課題として挙げられており、次期改正に向けての検討課題として引き続き検討していく。	
	●アメリカザリガニを特定外来生物に指定することは弊害もあり現状では困難であるが、何らかの規制や方策について検討が必要。	→ 外来生物法施行状況評価検討会においても課題として挙げられており、次期改正に向けての課題として引き続き検討していく。当面の対応として、アメリカザリガニについてその生態系への影響と生息域の拡大防止について改めて知見の収集と普及啓発を強化していく。	
●モクズガニの例のように種の分類は流動的なものであるため、これをフォローできるような形での指定の仕方について検討が必要。	→ 最新の知見をフォローすべく、生態系被害防止外来種リストの改定更新の考え方も関連連動して、専門家との情報収集連携体制の構築を図る。 → 指定時に分類体系の準拠文献を明確にし、記録に残すことを徹底する。分類が変わっても指定時の法規制範囲が有効であることを踏まえ、新たな分類体系との対応が追跡できるようにする。		
植物	●種類名証明書が必要な種は、原案のタヌキモ属の全種では広すぎるため、再検討が必要。	→ 改めてグループ会合委員と調整を行い、適切な輸入管理を行う観点から検討を行った結果、タヌキモ属の全種を「種類名証明書添付生物」とする。	
	●これまでエフクレタヌキモは <i>U. inflata</i> として流通してきた実態があるため、和名、学名、流通名などで混乱を招かないように留意する必要がある。また、3種の見分け方も含めた情報提供や普及啓発を行うことが重要。	→ 報道発表やチラシ等の作成、環境省ウェブサイトを通じて正確な情報の周知を図る。	
	●申請の手間や処分を避けて、野外への遺棄等が発生しないよう対策が検討できないか。	→ 指定までの期間には、報道発表により周知を図る。合わせて、指定後には、チラシ等の作成、環境省ウェブサイトを通じて正確な情報の周知を図る。 → 指定までの期間に、関係団体に情報提供し、普及啓発への協力を依頼する。	
	●タヌキモ属の中には、他にも問題のある種があるため今後も検討が必要。	→ 引き続き情報収集し、必要な場合には指定を検討する。	